

随意契約見直し計画

平成 2 4 年 4 月
株式会社日本政策金融公庫

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次可能なものから一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(6.4%) 124	(11.5%) 36
一般競争入札等	競争入札	(5.8%) 113	(10.3%) 32	(27.3%) 529	(24.0%) 75
	企画競争等	(0.9%) 17	(1.3%) 4	(44.6%) 865	(35.6%) 111
随意契約		(93.3%) 1,810	(88.5%) 276	(21.8%) 422	(28.8%) 90
合 計		(100%) 1,940	(100%) 312	(100%) 1,940	(100%) 312

(注1) 本計画は、平成24年4月1日付株式会社国際協力銀行の設立に伴い、平成18年度実績を踏まえ策定された平成22年8月公表の計画から国際協力銀行分を分離し、改めて作成したもの

(注2) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注4) 平成18年度実績について、競争入札を実施したものを含んで計上

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(8.7%)	(3.0%)
				4	0
一般競争入札等	競争入札			(13.0%)	(17.9%)
				6	1
	企画競争等	(0.0%)	(0.0%)	(54.3%)	(40.3%)
		0	0	25	3
随意契約		(100%)	(100%)	(23.9%)	(38.8%)
		46	7	11	3
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		46	7	46	7

(注1) 本計画は、平成24年4月1日付株式会社国際協力銀行の設立に伴い、平成18年度実績を踏まえ策定された平成22年8月公表の計画から国際協力銀行分を分離し、改めて作成したもの

(注2) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注4) 平成18年度競争入札を実施したものを除き計上

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(6.7%)	(13.4%)
				120	37
一般競争入札等	競争入札			(23.0%)	(15.5%)
				410	42
	企画競争等	(1.0%)	(1.6%)	(47.2%)	(39.3%)
		17	4	840	107
随意契約		(99.0%)	(98.5%)	(23.1%)	(31.8%)
		1,764	269	411	87
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1,781	273	1,781	273

(注1) 本計画は、平成24年4月1日付株式会社国際協力銀行の設立に伴い、平成18年度実績を踏まえ策定された平成22年8月公表の計画から国際協力銀行分を分離し、改めて作成したもの

(注2) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注4) 平成18年度競争入札を実施したものを除き計上

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国の基準に準じたものとしている。

(3) 随意契約の公表の基準についても、公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に定められた国の基準に準じ、公表している。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年度以降、以下の措置について可能なものから順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないものを除き、一般競争入札等に移行することとしている。

(1) 公募手続き及び企画競争の拡大

透明性・競争性を確保するため公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の拡大を図る。

(2) 総合評価方式の導入拡大

情報システム業務のほか、調査、広報、研究開発、コンサルティング業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札によることができることとし、総合評価方式による一般競争入札を積極的に活用していく。

(3) 複数年度契約の導入

システム関連の機器調達・保守契約等の複数年度にわたる期間を前提にしている契約で、国等においてはすでに複数年度契約を締結しているものなどについて、複数年度契約の導入を図る。

(4) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、契約専任者の育成等による調達部門の専門性のアップを図る。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載